

陸軍

昭和二〇、九、三 次官會議了解
罹災^{都市}地^{應急}簡易住宅建設要綱案

第一、方針

全國罹災都市に於ては、小屋居住ノ罹災者ヲ主トシテ、
ル対象トシテ罹災者越冬対策ノ一環トシテ所要ノ
簡易住宅ヲ緊急ニ建設ス

第二、要領

一、建設主体

極力罹災者各自ノ自力建設ニ依ルコトトスルモ公共
団体、住宅営團、貸家組合其ノ他所任ノ住定業
者等ニ於テモ之ガ建設ニ當ルモノトシテ戰時建設團
労働報國會等ハ之ガ建設ニ對シテ全面的ニ協力
スルモノトス

二、建設戸数

第一次三十万戸ヲ用途トス(都市別建設戸数ヲ別途決定ス)

三. 規模及規格

最も簡素ニシテ且ツ大量生産ニ適スルモノトス

四. 建設方法

(一) 従来ノ建設現場ニ於ケル加工ノ外極力地方木材株式

會社、工場等、他所在ノ製材、加工ノ設備及勞力

ヲ動員シ決定セル規格ニ基キ政府、一元制ノ統制、

下ニ柱、梁、板材等住宅部品ノ大量製作供給

ヲ為スモノトス

(二) 自力ニ依リ建設セントス者ニ對シテハ右ノ加工シタル住宅

部品ヲ供給シ之ガ組立建築ニ當ラシムモノトス

(三) 自力ニ依リ建設シ得ル者ニ對シテハ住宅営團、土木建

築業者等ニ於テ適正ナル請負價格ヲ以テ建設ニ

當ルカ如ク所要ノ措置ヲ講ズルモノトス

(二) 資金上自力建設ヲ為シ得ル者ニ對シテハ別途修利
資金ノ融通ヲ為ス外公共團體住宅營團等ニ於テ
建設ノ上貸貸又ハ分讓スルモノトス

五、資材

(一) 各種資材ノ所要量ハ概テ別紙ノ通

(二) 各所要資材ハ政府ニ於テ之カ供給ヲ確保スルノ外地
方片、地方木材株式會社、工場、住宅營團、戰時建
設國等ノ手持資材ヲ全面的ニ活用スルモノトス

木材ノ自存具生産及之カ加工困難ナル罹災大都市
ニ對シテハ關係生産具ニ對シ所要ノ生産ノ割當ヲ
為スニトトシ當該具ニ於テ迅速ニ之カ供給ノ定遂ヲ
期スルモノトス

六、輸送及勞務

各種資材ノ輸送ニ付テハ、鉄道、船舶ニ依リ輸送、小運
 送及荷役ニ付優先確保ノ措置ヲ講ズルモノトス
 製材、加工及建設ニ必要ナル勞務ニ對テハ急速ニ之カ
 充足ヲ圖ルノ外既存建設隊ノ活用、建築工ニシテ使
 用セザレザル者、優先解除、養成中ノ建築工ノ勤
 員等ノ措置ヲ講ジ且ツ極力一般市民ノ協力ニ依リ建
 築ヲ促進獎勵スルノ方途ヲ講ズルモノトス

七、建設敷地

ハ、建設敷地ハ交通、電力、水道、瓦斯等、設備、入居
 予定者ノ希望、職域トノ距離其ノ他諸般ノ事情ヲ
 勘案シテ急速ニ決定、止之カ清掃ニ着手スルモノトス
 高固有地等、利用ヲ考慮スルモノトス
 四、本要綱ニ依リ簡易住宅、建設敷地ハ罹災土地ナル場
 合ニ於テハ、右土地、利用關係ハ戰時罹災土地物件令ノ

(東京 八社社説)

適用ヲ受ケ該建物ハ同令ニ所謂假設建築物(本建
築物ニ非アル建物)ニ該當スルモノトス

八、資金措置

1) 本要綱ニ基テ住宅建設資金ニ充テ必要ニ應ジ得
利資金融通ノ方途ヲ講ズルノ外一定條件ノ下ニ戰
時保障等ニ依ル特殊預金ノ利用ノ措置ヲ講ズル
モノトス

2) 住宅部品ノ製作配給ニ關シテハ住宅管團ノ資金
ヲ活用スルモノトス

備考

一、厚生施設

現存假小屋ノ集團地ニ於テハ公衆浴場、食堂、綜
合配給所等ノ厚生施設ヲ附設スルモノトシ別途地方
廳ニ於テ急遽ニ之ガ建設整備ニ當ルモノトス 特ニ

(東京 八社社報)

裏面白紙

陸軍

公衆浴場ノ急遽ナル建設ヲ為スベキトス

二、一般建築ノ抑制

本要綱ニ依ル住宅建設ヲ促進スル為當分ノ間他ノ一般住宅建設ハ極力之ヲ抑制スルベトス

三、空地制限

本要綱ニ依ル住宅建設ニハ実情ニ即シタル空地制限ヲ設ク

四、本要綱ニ依ル住宅建設事業ヲ促進シ住宅部品ノ生産及配給ヲ一元的ニ統制スル為厚生省ニ住宅建設本部ヲ置ク

五、其他

本要綱實施上必要ナル法制的財政的措置ハ別途之ヲ処置ス

（東京 八社社部）

(参考)

簡易住宅三〇〇〇〇戸應急建設所要資材調

(除厚生施設充當分)

- イ 木材 七百五十万石(合板ヲ含ム)
- ロ 釘 三千七百五十屯
- ハ 鋸 五百四十屯
- ニ 鉄線 百二十屯
- ホ 更線 四百五十屯
- ヘ 更環 三十万個
- ト ソケソト 三十万個
- ケ 畳表 二百七十万畳
- コ 硝子 九万箱
- ク 屋根材科 二千四百万坪
- 其 他 竹、障子紙、水道用材等ヲ要ス

陸軍

裏面白紙

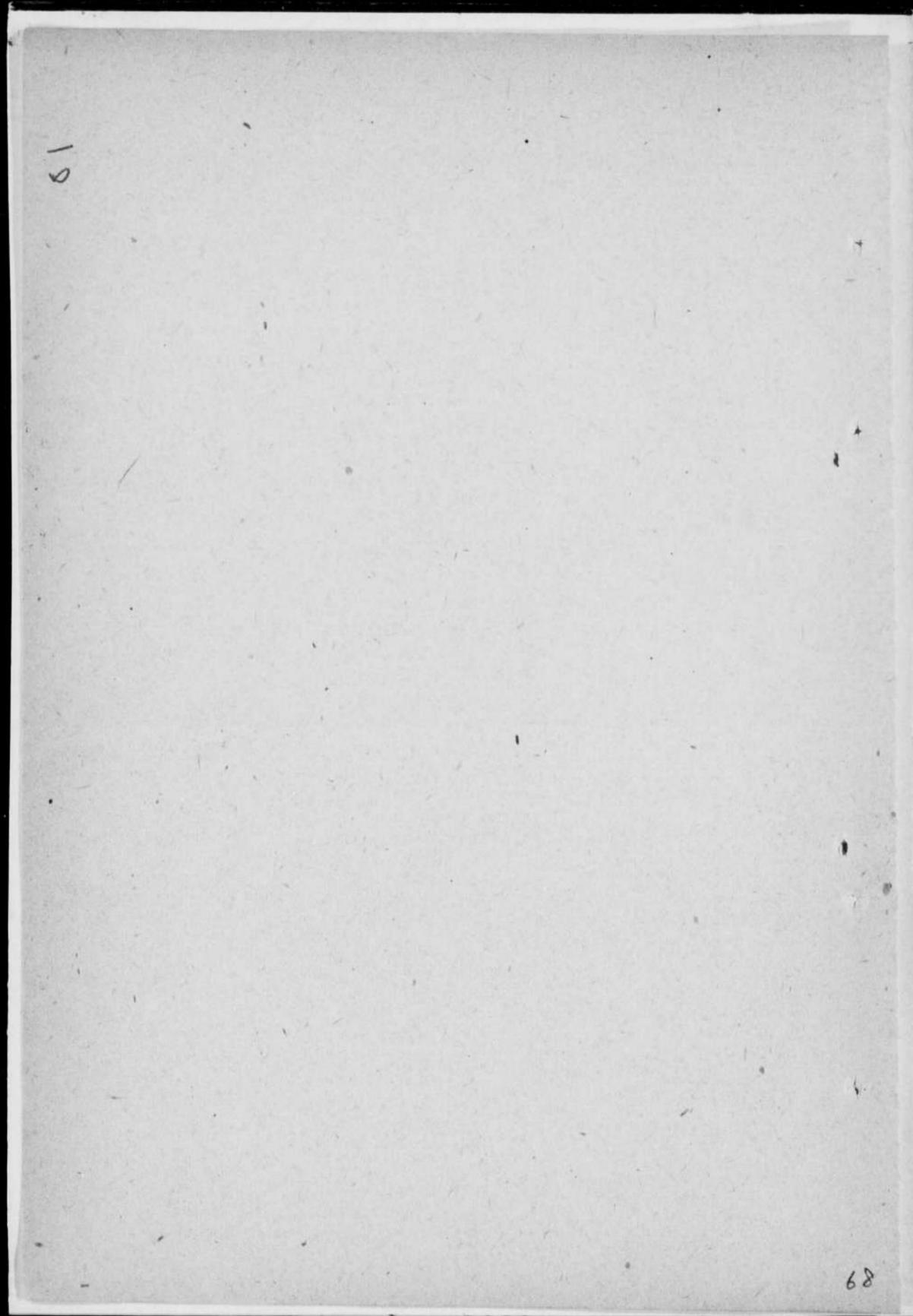
(東京 八坂社刊)

庶幾簡易住宅
見取圖(省略)

陸
軍

東京 八景社印

裏
面
白
紙



19

68

裏面白紙